



平成 18 年 3 月 9 日

各 位

会 社 名 エルナー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中慎吾  
(コード番号 6972 東証 2 部)  
問合せ先 専務取締役社長室長 北村俊夫  
電話 045-470-7252

### 第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）の 発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 17 日付「中期計画および第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）発行の基本合意に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、日本産業パートナーズ株式会社との間で、同社が運営するファンドに対し第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）発行の概要につき基本合意を締結いたしました。本日開催の取締役会において、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことなどを条件に、第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）の有利発行に関し、下記のとおり決議するとともに、割当先となる日本産業パートナーズ株式会社の運営するファンドとの間で株式引受契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 普通株式の発行要領

(1) 発行新株式数	15,000,000株
(2) 発行価額	1株につき100円
(3) 発行価額の総額	1,500,000,000円
(4) 発行価額中資本に組み入れない額	1株につき50円
(5) 資本組入額の総額	750,000,000円
(6) 申込期日	平成18年4月18日（火）
(7) 払込期日	平成18年4月18日（火）
(8) 配当起算日	平成18年1月1日（日）
(9) 募集の方法	第三者割当の方法により、以下の通り割り当てる。 日本産業第二号投資事業有限責任組合 13,756,000株 日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合 1,244,000株 合計15,000,000株

(10) 払込取扱銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部

(11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 優先株式の発行要領

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 発行株式の種類・名称      | エルナー株式会社<br>第一回A種優先株式<br>(以下「第一回A種優先株式」という。)  |
| (2) 発行新株式数          | 第一回A種優先株式15,000,000株  |
| (3) 発行価額            | 1株につき100円   |
| (4) 発行価額の総額         | 1,500,000,000円  |
| (5) 発行価額中資本に組み入れない額 | 1株につき50円  |
| (6) 資本組入額の総額        | 750,000,000円  |
| (7) 申込期日            | 平成18年4月18日(火)   |
| (8) 払込期日            | 平成18年4月18日(火)   |
| (9) 配当起算日           | 平成18年4月18日(火)   |
| (10) 募集の方法          | 第三者割当の方法により、以下の通り割り当てる。<br>日本産業第二号投資事業有限責任組合 13,756,000株<br>日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合 1,244,000株<br>合計15,000,000株   |
| (11) 第一回A種優先配当金     |   |
| (イ) 第一回A種優先配当金      | 当社は、定款36条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された第一回A種優先株式を有する株主(以下「第一回A種優先株主」という。)または第一回A種優先株式の登録質権者(以下「第一回A種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回A種優先株式1株につき2円の利益配当金(以下「第一回A種優先配当金」という。)を支払う。 |
| (ロ) 非累積条項           | ある営業年度において、第一回A種優先株主または第一回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第一回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。   |

(八) 非参加条項

第一回A種優先株主または第一回A種優先登録質権者に対しては、第一回A種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

(12) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一回A種優先株主または第一回A種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一回A種優先株式1株につき100円を支払う。第一回A種優先株主または第一回A種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(13) 買受けまたは消却

当会社は、いつでも第一回A種優先株式を買受け、またはこれを消却することができる。かかる第一回A種優先株式の買受または消却は、第一回A種優先株式についてのみ、または当会社が発行する他の一もしくは複数の種類の株式とともに行うことができる。

(14) 議決権

第一回A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(15) 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、第一回A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当会社は、第一回A種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(16) 転換予約権

第一回A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、第一回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換請求期間

第一回A種優先株式の転換を請求し得べき期間(以下「転換請求期間」という。)は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、100円とする。

(b) 転換価額の調整

第一回A種優先株式発行後、以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}$$

(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数

- (i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数 - 自己株式数）」は「既発行普通株式数」と読み替える。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のために株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{調整前転換価額をもって} \\ \text{転換により当該期間内に発} \\ \text{行された株式数} \end{array} \right)}{\text{調整後転換価額}}$$

- (iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、かかる株式または新株予約権もしくは新株予約権付社債の払込期日もしくは発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが転換、または発行される全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込期日の翌日もしくは発行日の翌日以降またはその株主割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記(iv)も同様とする。)

- (iv) 普通株式に転換することができる株式または普通株式を目的とする新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額が払込期日もしくは発行日または株主割当日において確定しておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の価額を基準として確定されるものを発行または処分した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (v) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

上記に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。

転換価額調整式に使用する 1 株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記 (ii)但書の場合には株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。なお、上記 45 取引日の間に、上記 または で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記 または に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

転換価額調整式に使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

- (i) 上記 (i)の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合（株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）
- (ii) 上記 (ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円
- (iii) 上記 (iii)の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または上記 (iii)で定める内容の新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額
- (iv) 上記 (iv)の場合は、価額決定日に決定された転換価額または新株予約権の行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (ハ) 転換により発行すべき普通株式数

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 A 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 A 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店

(ハ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および第一回 A 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(17) 一斉転換条項

転換請求期間中に転換請求のなかった第1回 A 種優先株式1株は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換基準日」という。）をもって、第1回 A 種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法に準じてこれを取り扱う。

(18) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

第一回 A 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求または一斉転換が営業年度中になされたときといえども、当該営業年度の1月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。

(19) 払込取扱銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業部

(20) 附則

会社法（平成17年法律第86号）施行日において、(11)を次のように改める。

(11) 第一回A種優先配当

(イ) 第一回 A 種優先配当

当会社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一回 A 種優先株式を有する株主（以下「第一回 A 種優先株主」という。）または第一回 A 種優先株主の登録株式質権者（以下「第一回 A 種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当会社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第一回 A 種優先株式1株につき、2円（以下「第一回 A 種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属

する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ 365（当該事業年度が閏年の場合には 366 とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下「第一回 A 種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする第一回 A 種優先配当をしたときは、かかる第一回 A 種優先配当の累積額を控除した額とする。

（ロ）非累積条項

ある事業年度において、第一回 A 種優先株主または第一回 A 種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額が第一回 A 種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（ハ）非参加条項

第一回 A 種優先株主または第一回 A 種優先登録質権者に対しては、第一回 A 種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。

【ご参考】

1．発行済株式総数の推移（資本金の推移）

現在の発行済株式総数	26,611,458 株（平成 17 年 12 月 31 日現在）
（現在の資本金	2,008,814,420 円）
今回の増加株式数	30,000,000 株（うち優先株式 15,000,000 株）
（増加資本金	1,500,000,000 円）
増資後発行済株式総数	56,611,458 株（うち優先株式 15,000,000 株）
（増加後資本金	3,508,814,420 円）

2．増資の理由及び資金の使途

（1）増資の理由

当社の経営課題である「収益構造の抜本的な改善」と「財務体質の強化」を解決するには、今般策定いたしました中期計画の達成が不可欠であります。

この中期計画を達成するためには、有利子負債の増加を防ぎつつ資金調達を行い、自己資本の増強を実現し、財務的な制約を受けずに所定の設備投資を行うことが必要となり、そのためには今般の増資の実施が不可欠であると判断し、検討の結果、日本産業パートナーズ株式会社が運営するファンドとの間で株式引受契約を締結し、同ファンドに対し、第三者割当による増資を実施すると共に、同社から役員を受け入れることも含め、今後、同社との間で協議を行いながら、中長期的に中期計画実現のための各種支援を受けることとしました。

日本産業パートナーズ株式会社は、平成 14 年 11 月から事業再編に寄与する日本型プライベート・エクイティ事業を展開し、事業再構築に取り組む中堅企業に対する支援において大きな実績があり、当社の事業内容、中期計画についてもよく理解いただいております。日本産業パートナーズ株式会社の運営するファンドが増資を引受け、同社がその経営支援ノウハウを最大限活用し、中長期的に当社を支援することは、中期計画の達成に極めて有益であると判断しております。な



お、日本産業パートナーズ株式会社においては、今回の増資の趣旨に鑑み、主要株主として当社の中期計画の達成を支援するために、株式を継続して保有することが現在の同社のご方針であると伺っております。

また筆頭株主として当社と業務上緊密な関係にあり、支援を頂いておりました旭硝子株式会社には引続き主要株主として従来どおりの緊密な関係を維持していただけることとなっております。

本件増資による中期計画の達成により、中長期にわたる安定的な経営基盤確立と株主価値の向上が実現されるものと確信いたしております。

(2) 資金の使途

当該第三者割当増資による資金の使途につきましては、全額設備投資に充当する予定であります。

(3) 業績及び配当の見通し

今後の業績については、従来の予想と変わりありません。

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益	1株当たり 年間配当金
平成18年12月期 (連結予想)	百万円 42,500	百万円 1,000	百万円 960	円 銭 23.07	円 銭
平成17年12月期 (連結前期実績)	百万円 36,565	百万円 475	百万円 692	円 銭	円 銭

基準となる発行済株式総数は平成17年12月31日現在発行済株式総数より自己株式を控除した株式数に、今回の第三者割当増資で増加する普通株式数(15,000,000株)を加算して求めたものです。

(4) 株主への利益配分

当社は、安定配当を重要政策のひとつと認識しておりますが、基本的には業績に対応して決定すべきものと考えております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の技術革新及びコスト競争に対応すべく効率的な投資を行い、経営基盤と競争力の強化に努めております。

また、当社は資産の効率的活用の指標としてのROA(総資産純利益率)を重視しており、当面2%台の回復を目指し、将来的には5%以上を目標として収益力の向上を図り、また有利子負債の削減を進めてまいります。

(5) 発行価額の決定方法

普通株式および優先株式の発行価額につきましては、相当額の増資規模であること、当社の財務体質および収益性の改善が急務であること、ならびに今回の増資により日本産業パートナーズ株式会社の豊富な経営支援ノウハウを享受できることなどを総合的に勘案し、同社との協議のうえ決定いたしました。

(6) 割当先の概要

別紙1「割当先の概要」をご参照ください。

(7) 割当新株式の譲渡報告に関する事項等

当社は割当先に対し、割当新株式効力発生日（平成18年4月18日）より2年間において、普通株式、第一回A種優先株式および当該優先株式（優先株式の転換により発行する普通株式を含む。）の転換により発行される普通株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の確約を依頼する予定です。

(8) 今後の増資についての考え方

現在のところ、今後の増資の予定はございません。

(9) 増資日程

平成18年3月9日（木）	新株式（普通株式・優先株式）発行の取締役会決議、 有価証券届出書提出（関東財務局）
	臨時報告書提出（関東財務局）、株式引受契約締結 届出書の効力発生
平成18年3月25日（土）	
平成18年3月30日（木）	当社定時株主総会にて承認決議
平成18年4月18日（火）	申込期日
平成18年4月18日（火）	払込期日
平成18年4月18日（火）	新株券交付日

## (10) 増資後の大株主の状況

順位	名 称	所有株式数	構 成 比
1	日本産業第二号投資事業有限責任組合	13,756 千株	33.06%
2	旭硝子株式会社	6,653 千株	15.99%
3	株式会社みずほコーポレート銀行	1,256 千株	3.02%
4	日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合	1,244 千株	2.99%
5	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,060 千株	2.55%
6	新木産業株式会社	861 千株	2.07%
7	日本証券金融株式会社	689 千株	1.66%
8	朝日生命保険相互会社	600 千株	1.44%
9	東京海上日動火災保険株式会社	500 千株	1.20%
10	有限会社アラキ	402 千株	0.97%
発行済株式総数		41,611 千株	100.00%

基準となる発行済株式総数は平成 17 年 12 月 31 日現在発行済株式総数 26,611,458 株に、今回の第三者割当増資で増加する普通株式数（15,000,000 株）を加算して求めたものです。

## (11) 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

当社は、過去 3 年間にエクイティ・ファイナンスは行なっておりません。

過去 3 決算期及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 12 月期	平成 18 年 12 月期
始 値	250 円	230 円	227 円	220 円
高 値	400 円	356 円	262 円	318 円
安 値	200 円	206 円	211 円	211 円
終 値	227 円	230 円	221 円	281 円
株価収益率				

(注) 1. 平成 18 年 12 月期の株価については、平成 18 年 3 月 8 日までの株価等の推移を記載しております。

2. 平成 15 年 12 月期から平成 17 年 3 月期は当期純損失が計上されているため、株価収益率は記載しておりません。

3. 平成 18 年 12 月期の株価収益率につきましては、期中のため算出しておりません。

以上

## 割当先の概要

割当予定先の氏名または名称	日本産業第二号投資事業有限責任組合	日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合
割当株数	普通株式 13,756,000 株 優先株式 13,756,000 株	普通株式 1,244,000 株 優先株式 1,244,000 株
払込金額	普通株式 1,375,600,000 円 優先株式 1,375,600,000 円	普通株式 124,400,000 円 優先株式 124,400,000 円
住所	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	同左
代表者の氏名	無限責任組合員 日本産業パートナーズ株式会社 代表取締役社長 馬上 英実	同左
資本の額	0 円 (割当先は、投資事業有限責任組合契約を締結しており、株式を発行していません。)	同左
発行済株式総数	0 株 (割当先は、投資事業有限責任組合契約を締結しており、株式を発行していません。)	同左
事業の内容	投資事業有限責任組合契約に基づく組合財産の運用	同左
大株主及び持株比率	該当事項はございません。 (割当先は、投資事業有限責任組合契約を締結しており、株主は存在しません。)	同左
当社との関係	出資関係	当社および当社役職員による割当先および割当先を運営する日本産業パートナーズ株式会社への出資関係はございません。
	取引関係	当社および当社役職員による割当先および割当先を運営する日本産業パートナーズ株式会社への取引関係はございません。

	<p>人的関係</p>	<p>当社および当社役職員による割当先および割当先を運営する日本産業パートナーズ株式会社への人的関係はございません。</p>	<p>同左</p>
--	-------------	--	-----------

以上